

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案 (概要)について

平成15年 3月
食 糧 庁

趣旨

昨年12月にとりまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずる。

概要

(1) 基本指針の策定

農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、現在の基本計画に代えて、需給の見通し、備蓄運営の方針、輸入方針等を内容とする基本指針を定めるものとする（第4条第1項、第2項関係）。

基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととするとともに、需給見通しの策定に関し都道府県知事の協力を求めることができることとする（第4条第3項関係）。

(2) 生産調整の円滑な推進

政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて行うよう努めることを規定（第2条第2項関係）。

生産出荷団体等が主体的に生産調整を推進するための手法として、生産出荷団体等が、生産数量の目標の設定方針等を内容とする米穀の生産調整に関する方針を定め、これを国が認定する制度を設ける（第5条第1項関係）。

国及び地方公共団体は生産調整方針の作成及びその適切な運用のために、必要な助言・指導を行うよう努めるとともに、当該生産調整に参加する生産者が過剰米処理に係る無利子資金の貸付けを受けられることとする（第6条、第7条、第9条第1号関係）。

(3) 適正かつ円滑な流通の確保

現在の計画流通制度及びその関連制度（自主流通法人の指定、業者登録制、農産物検査の受検義務等）を廃止し、以下のとおり新たな安定供給体制を整備する。

適正かつ円滑な米流通を支援するため、(2)の に規定する過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う指定法人制度を設ける（第8条から第17条まで関係）。

現在の自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センター（仮称）に改称し、取引方法の拡充、売買資格者の規定の整備等を行う（第18条から第28条まで関係）。

米穀の出荷又は販売の事業を行う者について、氏名・住所・主たる事務所の所在地等の届出と帳簿の備付けを義務付ける（第47条、第48条関係）。

緊急時における政府の対応を再編し、米全体を対象として必要な規制を行うことができることとする（第37条から第40条まで関係）。

(4) その他

この法律は、平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、生産調整の実施に関連する基本指針等は、施行日前に策定すること等ができるものとする（附則第1条から第3条まで関係）。

(ア)18年産又は19年産までの米穀に係る基本指針については、その内容として(1)の に掲げる事項のほか地域別の米穀の生産の目標数量を定めること、(イ)既存の登録業者は届出をしたものとみなすこと、等所要の経過措置に関する規定を設ける（附則第4条から第13条まで関係）。

現行食糧法と改正案との比較

	現 行	改 正 案
基本計画・基本指針	<p>国が基本計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給の見通し、生産目標、備蓄運営の方針、計画出荷数量、計画流通数量、輸入方針等を規定 ・策定に当たり学識経験者の意見を聴取 	<p>国が基本指針を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給の見通し、備蓄運営の方針、輸入方針等を規定（経過期間中は地域別の生産目標数量も設定） ・策定に当たり審議会の意見を聴取 ・需給見通しの策定に関し都道府県知事の協力を要請
生産調整	<p>備蓄米買入対象を限定するために生産調整を法定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者ごとに定められた面積の水田について転作を実施した者を対象として、政府が備蓄米を買い入れる仕組み 	<p>政府の施策推進に当たって生産者の自主的努力の支援、関連施策との有機的連携、地域特性の重視の考え方を法定化</p> <p>生産出荷団体等が生産調整方針を策定し、国が認定する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の指導・助言 ・過剰米処理に係る無利子資金の貸付け
流通制度	<p>計画流通制度・関連制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主流通法人の指定 ・業者登録制 ・農産物検査の受検義務 等 <p>自主流通米価格形成センター</p> <p>原則として計画流通米を対象とした緊急時措置</p>	<p>米穀安定供給確保支援機構の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰米処理に係る無利子資金の貸付け ・安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証 等 <p>米穀価格形成センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引方法の拡充 ・売買資格者の規定の整備 等 <p>米全体を対象とした緊急時措置</p>